

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第8号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2次長の項中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 京都市債権管理条例第7条第1項の規定による非強制徴収債権の放棄に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)